

ガス溶接技能講習 案内書

法律根拠

- 労働安全衛生法第61条では、事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者等資格を有するものでなければ、当該業務につかせてはならないと規定し、政令指定業務への就業が制限されています。
- そして、労働安全衛生法施行令第20条第10号により、可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務が、就業制限業務として定められています。
- この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により必要な知識と技能を習得し、ガス溶接作業に従事させる際に必要となる技能講習の資格を取得していただくためのものです。



受講資格

特になし

受講科目・講習時間

- 学科講習 : 構造取り扱いの知識(4H)、可燃性ガス・酸素の知識(3H)、関係法令(1H)
実技講習 : 設備の取り扱い(実技試験を含む。)(5H)
修了試験 : 全ての講義終了後に実施(1H)

受講料金 … 令和7年2月1日現在

- 一般 : 受講料 11,000円、テキスト代 880円、合計 11,880円
会員 : 受講料 11,000円、テキスト代 710円、合計 11,710円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。
助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。